

暴力団対策課長の答え

不当要求行為に係る相談につきましては、いずれも職務強要、詐欺、暴行等の刑事事件として立件できる内容のものをごさいませんでしたが、相談者に対しまして対応方法を教示することで被害を未然に防止しております。

井手たくの問い

行政に対する暴力団のかかわり方には、いろいろなケースがあると思います。暴力団対策法（9条）の禁止事項（資料2参照）にかかわるものもあるのではないのでしょうか。

暴力団対策課長の答え

書籍講読要求などの不当要求行為は21件ございましたが、暴力団員として認定されている者がおりませんでした。したがって、中止命令等の行政命令は発しておりません。

井手たくの意見

（暴力団として）認定されていなければ（暴力団対策法は）効果を発しない法律なので仕方がないと思っておりますが、自治体の苦しみも、この数字から見えてくるわけで、何か良い形での取組がないものかという気もしています。

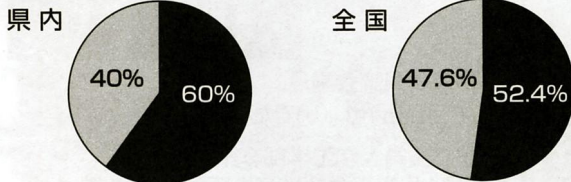
行政対象暴力排除に関するアンケート結果（概要版）

神奈川県警察本部暴力団対策課

本アンケート結果を比較するため、各設問結果の右側に全国自治体アンケート集計結果を併記したので、参考とされたい。

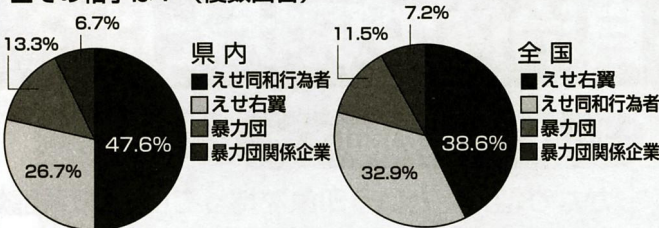
資料1

■最近一年間に不当要求がありましたか？



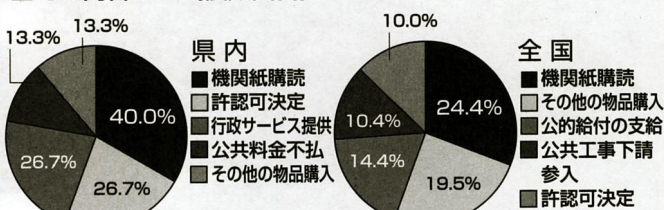
※最近一年間の不当要求の有無については、「あり」との回答が県内・全国共に5割を超えており、県内の比率は全国比率をやや上回っている。

■その相手は？（複数回答）



※不当要求の相手については、県内・全国共に暴力団や暴力団関係企業は低い傾向にあるが、県内ではえせ同和行為者からの要求が顕著である。

■その内容は？（複数回答）



※不当要求の内容については、県内・全国共に機関紙購読要求が多く、県内の特徴としては許認可決定や行政サービスの提供が目立つ。

（神奈川県警作成資料より）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2章 暴力的要求行為の規制等

第9条 指定暴力団等の暴力団員はその者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。
（一～十四省略）

資料2

第九条：十五・十六 / 行政庁の許認可

第九条：十七・十八 / 公共事業の入札について

第九条：十七・十八 / 公共事業の契約について

以上に対する不当な介入は禁止されている。

県内アンケート結果では、許認可に関する不当要求もあるが、暴力団として認定されていなければ、中止命令を発することは出来ない。

